

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定

背景

- 国際獣疫事務局(OIE)は、世界の動物衛生の向上を主導する国際機関(1924年設立)。家畜伝染病に関する研究及び調査の促進、疫病の発生及び撲滅に関する情報収集及び各国への通報、衛生基準の策定等を実施。(本部:フランス・パリ, 事務局長:モニック・エロワ氏(フランス出身。任期:~2020年))。
- 1992年、OIE初の地域事務所として、アジア太平洋地域代表事務所が日本(東京)に開設され、地域の動物衛生に関する活動の中核的な役割を果たしている。
- OIEから、同事務所への特権及び免除等の付与につき、累次にわたり要請あり。
- 2019年12月、パリにて本協定に署名。



(図)本部所在地とOIEアジア太平洋地域代表事務所の活動地域(32の国及び地域)

主な内容

日本国政府

- 法人格の付与
- 文書の不可侵
- 施設の不可侵
- 訴訟手続の免除
- 直接税及び関税の免除
- 職員への出入国制限等の免除 等

任務遂行に必要な範囲で特権及び免除等を付与



OIEアジア太平洋地域代表事務所(於:東京)

Regional Representation for Asia and the Pacific

既に特権・免除等を付与されている事務所

OIE本部
(フランス・パリ)

地域代表事務所

欧州 (ロシア・モスクワ)	中東 (レバノン・バイルート)
米州 (アルゼンチン・ブエノスアイレス)	アフリカ (マリ・バマコ)

準地域代表事務所

東南アジア (タイ・バンコク)	中央アメリカ (パナマ・パナマ)
南部アフリカ (ボツワナ・ハボローネ)	北部アフリカ (チュニジア・チュニス)
東部アフリカ (ケニア・ナイロビ)	欧州 (ベルギー・ブリュッセル)
中央アジア (カザフスタン・ヌルスルタン)	—

早期締結の必要性

- 国際社会が一致団結して国際的な動物衛生に関する課題に取り組んでいくためにもOIEとの協力が不可欠。特に、世界の主要な家畜生産地域の一つであるアジア太平洋地域における動物衛生の向上は、食料安定供給及び輸出入環境整備の観点から極めて重要であり、我が国への疾病侵入リスクの低減にも寄与。
- 我が国が、アジア太平洋地域代表事務所の設置国として、引き続き、アジア太平洋地域における動物衛生の向上において主導的な役割を果たしていくためには、早期の協定締結により、同事務所の円滑な活動を確保することが必要。